

(公 印 省 略)
令和2年5月26日

保護者の皆さまへ

藤岡市長 新 井 雅 博
(健康福祉部子ども課)

保育所（園）、認定こども園への登園自粛要請の解除について

国内において、新型コロナウイルス感染者数が減少傾向にあることを受け、政府により、5月25日付け「緊急事態宣言」が全面解除となりました。

この結果を受け、藤岡市では、市内認可保育所（園）及び認定こども園について、4月14日より要請していた登園自粛を、5月31日をもって終了し、解除いたします。

なお、登園自粛は解除となりますが、保護者の皆さまにおかれましては、引き続き感染防止対策および健康管理の実施にご協力くださるようお願いいたします。

記

1 登園自粛の解除（終了日）

令和2年5月31日（日）

2 感染防止対策等のお願い

保護者の皆さまにおかれましては、これまで同様、手洗い等の感染防止対策や、体温計測等の健康管理を継続していただくようご協力をお願いいたします。

3 利用者負担額（3号認定子どもの保育料）

一旦お支払いいただいた保育料については、登園自粛要請期間に欠席された日数に応じて、日割で計算した後、減免分の還付を行う予定です。

準備ができ次第、あらためてお知らせいたします。

※保育所（園）…市から還付 認定こども園…園から還付

4 通知、情報の配信

市ホームページ等により情報を配信していきます。

担当：子ども課児童福祉係
電話：0274-40-2385（直通）